

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	13,683	流動負債	8,425
現金及び預金	5,895	支払手形	2,847
受取手形	334	買掛金	2,395
売掛金	4,387	短期借入金	1,121
商品及び製品	1,164	1年内返済予定の長期借入金	690
仕掛品	641	未払金	230
原材料及び貯蔵品	873	未払費用	267
前渡金	46	未払法人税等	2
前払費用	3	前受金	128
繰延税金資産	64	預り金	292
未収還付法人税等	103	賞与引当金	210
その他の	398	その他	239
貸倒引当金	△231		
固定資産	11,492	固定負債	1,511
有形固定資産	11,044	長期借入金	448
建物	2,332	退職給付引当金	678
構築物	92	役員退職慰労引当金	382
機械及び装置	5,651	その他	2
工具、器具及び備品	69		
土地	2,695		
建設仮勘定	183	負債合計	9,936
その他	19		
		純資産の部	
無形固定資産	91	株主資本	15,224
ソフトウェア	86	資本金	410
その他	4	利益剰余金	14,814
		利益準備金	78
投資その他の資産	356	その他利益剰余金	14,736
投資有価証券	54	特別償却準備金	569
破産更生債権等	47	別途積立金	11,540
繰延税金資産	91	繰越利益剰余金	2,627
その他	210		
貸倒引当金	△47	評価・換算差額等	13
		繰延ヘッジ損益	13
		純資産合計	15,238
資産合計	25,175	負債・純資産合計	25,175

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表
(自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日)

【 重要な会計方針 】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のないもの

 …移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

 商品及び製品、原材料、仕掛品

 …総平均法による原価法

 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

 貯蔵品

 …最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

 定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び一部の機械装置については定額法)を採用しております。

 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	3	～	45	年						
構	築	物	3	～	40						
機	械	及	び	装	置	2	～	17			
工	具	、	器	具	及	び	備	品	2	～	20

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

 退職給付の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

【 追加情報 】

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.8%から平成28年4月1日に開始する事業年度に回収が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度に回収が見込まれる一時差異等については30.5%に変更になります。

この税率変更による影響は軽微であります。